

第14回 雄物川水系河川整備学識者懇談会

平成30年11月6日(火)
秋田河川国道事務所 大会議室

あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2頁

〔議 事〕

- (1) 変更素案に対する意見募集結果について・・・・・・・・ 3頁
- (2) 雄物川直轄河川改修事業 事業評価について・・・・・・・・ 12頁

国土交通省 東北地方整備局

第14回雄物川水系河川整備学識者懇談会

○司 会

皆様、お疲れ様でございます。湯沢河川国道事務所副所長の齋藤と申します。会議開催前でございますけれども、配布資料の方の確認を先にさせていただきたいと思っております。

お手元の方に資料をお配りさせていただいておりますけれども、上から順に次第と出席者名簿でございます。それから資料－1が河川整備計画（変更素案）に対する意見聴取結果についてでございます。資料－2が雄物川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕（変更原案）説明資料でございます。資料－3が河川事業再評価 雄物川直轄河川改修事業〔大臣管理区間〕説明資料でございます。資料－4が河川事業再評価 雄物川直轄河川改修事業〔大臣管理区間〕参考資料でございます。

それから少し大きめのA3判の配布資料がございます。整備計画〔変更素案〕に対する意見と整備計画（変更原案）における考え方。これは資料－1の方に同じようなものがついておりますけれども、見やすいようこちらの方に付けさせていただいております。それと紙ファイルのA4判の資料でございますが、これは平成29年4月時点の河川整備計画でございます。参考として配布させていただいております。

それから参考資料－1が雄物川水系河川整備学識者懇談会規約及び委員名簿でございます。参考資料－2が雄物川水系河川整備学識者懇談会に関する公開方法でございます。参考資料－3が雄物川水系河川整備学識者懇談会に関する傍聴規定となっております。

以上が配布させていただいております資料でございます。お手元の資料に不足等ございましたら、恐縮ですがお知らせいただければと思います。

それではここで定刻となりましたので、ただいまから第14回雄物川水系河川整備学識者懇談会を開催いたします。改めまして本日司会進行を務めさせていただきます湯沢河川国道事務所の齋藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は各委員の皆様方、大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。早速でございますが、会議の前に傍聴規定に関して確認だけさせていただきます。傍聴される方々におかれましては、静粛を旨としまして懇談会における言論に対して拍手その他により公然と可否を表明することはできませんので、ご了解をお願いいたします。このようなことも含めまして参考資料－3に傍聴規定を記載しておりますけれども、この事項に違反した場合にはご退場をいただく場合もございますのでご了解のほどよろしくお願いいたします。

では本日出席をいただいている委員の皆様方のご紹介に移らせていただきます。50音順となります。秋田大学名誉教授の井上委員でございます。大仙市長・老松委員の代理とし

まして副市長の佐藤様にお越しいただいております。秋田大学名誉教授の小笠原委員でございます。東成瀬村長・佐々木委員の代理としまして副村長の糯田様にお越しいただいております。秋田工業高等専門学校の佐藤委員でございます。中部圏社会経済研究所の島澤委員は所用につきまして本日欠席となっております。秋田水生生物保存協会理事長の杉山委員でございます。秋田県立大学准教授の永吉委員でございます。秋田大学大学院教授・浜岡委員でございます。秋田市長・穂積委員の代理としまして建設部長の平山様に出席をいただいております。秋田大学大学院教授・松富委員でございます。本日は座長の方、よろしくお願ひ申し上げます。それから秋田大学大学院准教授の渡邊委員でございます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは東北地方整備局を代表いたしまして、東北地方整備局河川部長・高村より挨拶を申し上げます。

〔あいさつ〕

○東北地方整備局河川部長

東北地方整備局河川部長の高村でございます。本日は第14回雄物川水系河川整備学識者懇談会に大変お忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから国土交通行政、特に治水関係の行政につきましては多大なるご理解ご支援を賜りまして、この場を借りて御礼を申し上げます。

前回の懇談会でも申し上げましたけれども、本年は西日本豪雨、あるいは北海道胆振東部地震といった形で全国で大規模な災害が頻発いたしました。ちょうど前回の第13回懇談会を開催しました9月10日に安倍総理より、全国のインフラについて緊急に総点検を行い、強靱化に取り組むという旨のご発言がございました。現在、当整備局も含め全国的にインフラの総点検を実施中でありまして、今後、予算関係も含めて的確に事前防災を実現するためのハード対策を行うということになっておりますので、われわれとしてもしっかり取り組みたいと思っております。

それからソフト対策といたしましては、去る11月1日に減災に係る取り組みの一環といたしまして河川管理者と自治体との間での円滑な情報共有、これを目的といたしましたロールプレイング方式による危機管理演習を当整備局と湯沢市で共同で実施いたしまして、危機管理能力の向上を図るといった取り組みも行っております。われわれといたしましても、今後流域の自治体と継続して一層の連携強化につなげていきたいと思っております。

今回の懇談会ですけれども、去る9月10日の第13回懇談会において、大臣管理区間の雄物川水系河川整備計画変更素案につきまして、委員の皆様からご意見をいただいております。その結果を踏まえまして約1カ月間でございますけれども、パブリックコメントを実施しております。なかなか普段パブリックコメントといってもあまり意見が出てこないんですけれども、今回はたくさん意見をいただいておりますので、それを踏まえまして今回

の懇談会において整備計画の変更原案をお示しいたします。また、内容的には前期整備の目標を平成29年7月洪水対応に引き上げるということ、それから山田頭首工の改築を位置づけたということをございまして、これについて雄物川直轄河川改修事業の再評価についてもご意見を伺うということになっております。

昨年から今年にかけて、特に雄物川中流部につきましては浸水被害が頻発いたしました。ここの治水安全度を着実に向上させるための対策と山田頭首工の改築を河川整備計画にしっかり位置づけまして、今後の事業化に向けて検討を進めていきたいと考えております。

本日は委員の皆様からいろいろなご意見をいただき、より効率的かつ効果的な事業進捗に活かしていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○司 会 それでは、これより議事に移りたいと思います。ここからの議事の進行につきましては、座長にお願ひいたします。

〔議 事〕

○座 長 それでは議事進行を務めさせていただきます松富でございます。よろしくお願ひいたします。それでは皆様、資料の次第をご覧ください。本日の議事は2つでございます。1つ目に変更素案に対する意見募集結果について、2つ目が雄物川直轄河川改修事業の事業評価についてでございます。2番目の方に関しましては最終的にここで結論を出しまして、それが事業評価監視委員会の方に報告されるという形になります。忌憚のないご意見をお願ひいたします。それでは最初に(1) ということで変更素案に対する意見募集結果について、事務局、ご説明をお願ひいたします。

(1) 変更素案に対する意見募集結果について

○事務局 事務局を担当しております湯沢河川国道事務所 調査第一課の高子と申します。よろしくお願ひします。私の方からはまず河川整備計画変更素案に対する意見聴取結果についてということで、資料-1についてご説明させていただきます。

まず1頁目、河川整備計画の変更手続きの流れということでございまして、簡単にご説明させていただきます。前回、第13回の懇談会を9月10日に開催させていただきました、その中で事務局案についてご意見をいただいたあと、パブリックコメントということで9月25日から10月24日にかけて実施いたしております。その意見聴取結果を踏まえまして河川整備計画の変更原案について、本日ご審議いただきまして、その後関係機関の意見照会を経て整備計画の変更となる、こういったスケジュールで今後進む予定でございます。

続きまして2頁目でございます。意見聴取の結果ですけれども、左上の表にございましてように結果といたしまして51人の方から計59件の意見をいただいております。いただいた

意見を分類ごとに整理したものが資料左下の表となっております。河川改修に関する意見が一番多くなっておりまして、今回の整備計画の変更の大きなポイントでございます。昨年7月の洪水を踏まえた緊急治水対策、あとは山田頭首工の整備段階を見直しすることに対する意見が多くなってございます。

また、2頁目の右側でございます。意見聴取のほかに意見を聴く場ということを流域内の3会場におきまして実施しております。その結果、3会場で傍聴者ですけれども6名のご参加を得ているところでございます。

3頁目でございます。左側にはパブリックコメントを開始する記者発表について、右側にはホームページ等での周知・意見募集について載せております。

4頁目をご覧ください。各関係市町村の広報紙でもご協力いただきまして、パブリックコメントの広報を実施しているところでございます。その下、より多くの方々から意見をいただこうと今回初めて地域FMによる広報を実施しております。実施期間はパブリックコメントの後半にはなってしまいましたが、1日3回以上、コマーシャルという形で放送していただいております。

続いて右側でございます。そのほかにも変更素案やパンフレット、意見募集箱を市役所の1階ロビーですとか、あとは道の駅など55施設に大きな案内ポスターを併せて設置させていただいているところでございます。

5頁目から9頁にかけては、今回いただいた意見をすべて一覧表という形で記載させていただいております。こちら別途委員の方々のお手元にはA3横で大きなものをお配りしているところでございます。資料については中央にいただいたご意見の内容、右側に意見に対する対応方針と整備計画の変更原案に関連する部分の抜粋を載せております。本日はこの中から主だった意見といたしまして資料の10頁目からご説明したいと思います。

10頁目をご覧ください。こちらには資料一番上の水色の囲いの部分にいただいたご意見を、その下には対応方針、またその下の方には整備計画の変更原案に記載されている関連項目の抜粋という形で載せております。

最初に河川改修に関するものということでございまして、いただいたご意見ですが、「堤防未施工周辺に住む住民は、昨今の豪雨のたびに不安を感じていると聞く。着実な整備の推進を望むものである。安心・安全のために事前防災を一步ずつ進めていただきたい。」というものでございます。昨年7月の洪水を踏まえました中流部、下流部の緊急治水対策のほか、上流部においても着実に河川整備を実施してほしいというご意見が多くございました。

その対応の方針といたしましては、「平成29年7月洪水で特に浸水被害の大きかった中流部において重点的に堤防整備等を実施し、併せて下流部では流量増に対応する河道掘削により水位低減を図りながら、平成29年7月洪水規模における家屋浸水被害の解消を図り

ます。また、その他の箇所についても地区ごとのバランスに配慮しながら段階的な整備を実施し、洪水による被害の軽減に努めてまいります。」ということにしております。

下のように関連の所を整備計画変更原案の中にも具体的に記載しておりますので、整備計画の中で対応して行くということで考えてございます。特にこのご意見によって変更するという事はございません。

続いて11頁目をご覧ください。こちらでも河川改修に関するものでございますが、山田頭首工に関する意見となっております。意見といたしましては、「全国で記録的な豪雨による河川の大規模災害などが発生しており、地域では強い雨が降るたびに不安を感じながら暮らしている状況です。今回の河川整備計画の変更案で山田頭首工の整備段階が改築対象固定堰に見直されたことを大変喜んでおります。早期の改修・整備をお願いします。」ということで、山田頭首工に関しまして早期の改築を望まれているというような意見が多くございました。

対応方針といたしましては「山田頭首工については、改築対象固定堰へ整備段階の見直しを行い、必要に応じて魚道機能の改善を図るなど周辺環境にも配慮し、早期の改築を目指します。」ということにしております。

その下のように関連の所を整備計画の変更原案の中にも具体的に記載しておりますので、整備計画の中で対応して行くということにしており、こちらの意見によって変更するという事はございません。

続いて12頁目をご覧ください。こちらでも河川改修に対する意見でございますが、雄物川の支川であります檜岡川に関する意見であります。意見としましては、「同表に左岸52.8kmから56.6kmで檜岡川となっているが、檜岡川のどの位置の堤防整備で、いつ頃の対応か。整備計画で同箇所を位置づけるのであれば、檜岡川の県施工H29年災害復旧事業に直轄も整合させ緊急に対応しなければ、昨年豪雨災害への一連区間の効果発現とはならない。」との意見でございます。

昨年7月の洪水では、檜岡川が合流する地点の雄物川の堤防からの越水は確認されておりません。檜岡川の上流からの氾濫と雄物川からの背水によるものという確認が取れておりますので、対応方針といたしましては「檜岡川右岸と雄物川左岸が接続する箇所の堤防整備が位置づけられていますが、平成29年7月洪水を踏まえた緊急治水対策では平成29年7月洪水において、雄物川本川からの氾濫による被害があった箇所について重点的に堤防整備等を実施することとしております。当該箇所については今後檜岡川を管理する秋田県などの関係機関と調整・連携し、河川整備計画の期間内において堤防整備を実施する予定です。なお、秋田県では檜岡川災害復旧助成事業及び県単独事業により、平成29年7月洪水を踏まえた再度災害を防止するための対策を進めていると聞いております。」ということにしております。意見にありました昨年7月の洪水対応としましては、雄物川からの氾

濫被害があった箇所については国が実施、檜岡川については秋田県が実施する事業で対応するというところで聞いているところでございます。

続いて13頁目をご覧ください。こちらは維持管理に関する意見となっております。意見といたしましては、「川の中に木が育っている所が多くあるので、川の維持管理について目標があるのでよいと思った。維持管理も重要だと思います。」という意見でございます。

対応方針といたしましては、「樹木の生長や繁茂の状況を定期的に調査し、洪水の流下や河川状況の把握に支障となっている箇所などについて、動植物の生息環境に配慮しながら、必要に応じて伐開等の樹木管理を実施します。」ということにしております。整備計画にも、下のように具体的に記載しておりますので、こちらについてもこのご意見によって変更するという事はございません。

続いて14頁目をご覧ください。こちらは内水対策に関するご意見ということになっております。意見といたしましては、「内水被害対応として、これまでは排水ポンプ車の配備運用により被害の軽減に努めてきました。今後は『内水氾濫に対しても現状の安全度を適正に評価し、関係機関と連携して対策を行っていく』となっておりますが、『現状の安全度を適正に評価』とは、何をどう評価するのか。関係機関と連携しての対策は具体には現状と同様なポンプ車の配備による対策か。現状と同様の対策のみとすれば、何も『これまで』、『今後』と分ける必要はないと思われる。」という意見となっております。こちらは整備計画に記載があります『現状の安全度を適正に評価』とはどういうことですかというものと、あとは具体の対策とはポンプ車によるものですかというもの、表現を変える必要はないのではないかなというような意見でございます。

対応方針といたしましては、「現状の安全度については、これまでの降雨や被害実績、流域や河道特性等の最新データを整備し、河川砂防技術基準等の各種基準に従い適正に評価いたします。また具体の対策としては、必要に応じて排水ピットの新設、排水ポンプを増強する等、市町村や下水道事業者、土地改良区等の関係機関と調整を行いながら、連携した内水対策を実施します。なお、水害リスクを踏まえた土地利用の促進を図るため開発事業者や宅地の購入者等が土地の水害リスクを容易に認識できるよう、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地以外への拡大を図ります。」というような対応方針としております。

具体の対策としましては、排水ピットや排水ポンプなどのハード対策のほかに、その地域にお住まいの方々が水害のリスクを認識していただいて、それに備えていただくというようなソフト対策も重要ということの観点から、このような対応方針とさせていただきます。

続いて15頁目をご覧ください。こちらは河川整備計画全般に関する意見ということにな

っております。少し長いですが、読み上げさせていただきます。

「整備計画上の整備目標は、H26から概ね30年間となっております、その中で平成29年7月洪水対応緊急治水対策はH34までとなっている。H34までは下流部から中流部①を緊急的に行うと思えるが、整備計画区間全体がどの区間をいつ頃整備するのかが見えない。諸般の事情からそのような計画書としないものと思われるが、被災された流域住民は、自分の場所はいつ整備されるのかが一番の関心事ではないでしょうか。現計画案は役所仕事の内容で、住民にとっては理解できないのでは？仮に住民が目にした場合、前述したとおり自分が住んでいる場所がどうなるかであって、それがいつ頃の整備なのかではないでしょうか。」という意見でございます。

個別箇所ごとの整備時期を整備計画に具体的に記載するべきではないでしょうかというものです。整備計画の基本的な考え方にも記載しております、概ね30年という長い期間の計画となっておりますし、その時々的情勢により見直しを行う必要があるということから対応方針といたしましては、「地区ごとの具体的な整備時期については、概ね30年という長い年月で見た場合、その時々地域の社会状況や河川の状況、予算の状況等に伴い、必要に応じて計画・設計等の見直しが必要です。事業再評価の実施に合わせて当面の大まかな整備予定を公表するほか、詳細な検討の結果、具体的な整備時期が確定した段階において、地元への情報提供や説明会等によりお知らせする予定です。」というような対応方針にさせていただきます。整備計画にもこのような記載がありますので、こちらのご意見によって変更するということはございません。

意見聴取結果については以上でございます。前回の懇談会でご審議いただきました整備計画の変更案について、いただいた意見による内容の変更はございません。ただし、いただいた意見の中には地域の名称のふりがなの間違いなどについてもいただいておりますので、そちらについては適宜修正させていただいております。なお、皆様にお配りしている資料-2については、前回の懇談会でご説明した内容と変わりはありませんので、説明は省略させていただきます。事務局からの説明は以上でございます。

〔質 疑〕

○座 長 どうもありがとうございました。それでは委員の皆様方のご確認とかご質問、ご意見、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

私の方から確認ですけれども、14頁の所でポンプ車とかピットとかの記述がございますけれども、これは整備計画の変更原案の方には既に書かれているということで修正はないという理解でよろしいですね。

○事務局 はい、その通りでございます。

○委 員 考え方という中で分類が河川改修と言えば、当然河川改修全部に引っ掛かるわけ

なんですけれども、まず第1点として河川改修が小項目で3つぐらいに分かれていますね。対応の中身は山田頭首工という形で書いているんですけれども、そのあたりのなんか理由がまずあるのか。また、それをもうちょっと小さく分けられないだろうか。と申しますのは、僕としてはやはり前の段階でも出たわけなんですけれども、何のためにやるのか、山田頭首工を。今の機能が不備だから、あるいは魚類の降下遡上の必要性という形で出るのではないのかということも話したわけなんですけれども、そうすると山田頭首工としてこの11頁ですか。山田という形で出ているんですけれども、それを全部河川改修の中でというふうな形になっているその理由がどういうことなのかというのが第1点。

第2点としては、実は事業主体のものの見方、考え方がそこに出るわけです。事業主体から見ると河川改修なわけですね。ところがここに出ている意見を見ると、住民から見たカテゴリというのは変わってくるという意味なんです。そのあたりどのように考えられているのか、トータルの見方について説明していただければと思います。

- 座長 事務局いかがでしょうか。例えば河川改修の中でも3つか4つぐらいに分かれていますけれども、どういう基準で分けたのかということですかね。
- 委員 というよりは事業主体というか、ハードの部分で全部やると、上から見てるわけですね。雄物川の河川改修という見方で。そのこのところにもうちょっと魚類とか含めた部分で、今度はもう1回カテゴリを変えてみたらどうなるんですかというふうに理解してもいいと思うんですが。いずれにしてもあまりにも恣意的な部分が多くなるような感じがして、そのあたり意見ですけれども、どうなんでしょうか。
- 座長 いかがですか。
- 事務局 その分類の仕方ですら主な意見として挙げさせていただいております昨年7月洪水に対応したものと、あとは山田頭首工に関するもの、また同じ河川改修の中で檜岡川に関するものということで、同じ河川改修の中でもそういった分類になっているので、まずはそのこの分類を大きく河川改修というように一括りではなく、個別にした方がいいのではないかとというようなご意見でしょうか。
- 委員 例えば、河道掘削というふうにそれを見るのか、そうじゃなくて樹木の繁茂という見方もあれば、あるいは生物側でインパクトがあるわけなんですけれども、そういうふうな形でこれをもう1回見れば違うカテゴリになるのでは。当然のことながらハードの部分でこういうふうに切っちゃうと、ちょっと見えなくなってくる部分がある。例えば山田頭首工というのも、河川改修という形でその中に入れてるんですけれども、山田頭首工は河川改修というよりは、やはり生物。河川改修の中をもう1回別の形で見れば、もっとも生物。モニタリングとかなんとかちょこちょこ出てくるんだけど、それがどの方向で見てるのかという部分で言ってるんですけれども、あまりにもそういった目で見るとは非常に、全体像が見えなくなるんじゃないか逆に。という意味で話が少ししつこいですが、そういう考え

方を言っちゃうと。

○湯沢河川国道事務所長 どうまとめるかということ、意見を全部並べて、それに対して答えを書いているんですけども、概ね同じ趣旨のご意見であるというふうにある程度判断させてもらって1枚にまとめて、代表的だと思われるものは別立てで書いています。今回ご意見の中で山田堰については治水上の観点で直すということについての意見が多くて、それについてお答えを書いているということです。その中で当然環境の部分についても重要ですから、必要な範囲であったり環境の視点においてもやらなければいけない所は考えながら実施して行くということになると思いますけれども、ここでの趣旨は、意見に対してどういう対応かということの中で書いてございます。

○座長 私の解釈ですと、例えばいま〇〇委員が言ったような切り方もあると思うんですけども、少なくとも今回の59件の意見に関しては、もし分類すると、環境系の問題が出ているのは山田頭首工、そしてもちろん河川改修という項目でも出ていると。ですけど檜岡川の所に関しては今回の意見では環境という問題は殆ど出ていない。改修ということが出ていると。そして今度は下流側に行くときやっぱり改修ということで出ていると。そうすると極端な言い方ですけど、結局環境というものが出ているところは今回の意見では山田頭首工であったというふうにさせていただきますと、今回のこの59件に関してはこういうまとめ方がまとめやすかったということではないでしょうか。でないと、例えばこの整理番号がいろいろ錯綜して、いろいろな所に出てくる。そういうことがあり得るかなとも思いますけど。

○委員 例えば河道掘削、ある所では維持管理で出るわけです。ある所では河川改修に出る。また河川の生物の側から見ればどういう形で配慮すべき部分をやらなければいけないのかというふうな形でもう1回見るわけですね。僕が言いたいのは、そういうふうなものの見方、考え方の中で、山田に関してはこういうふうな働きもありながらも、いつの間にか河川改修の中に入っちゃって。これは非常に細かいように見えますけれども、ものの見方、考え方というか、河川整備という考えの中が大きくは河川改修であるというのが、今後とも非常に悲しいというか、困りますねということなんであって、それは意見という形で聞いていただければいいと思います。

○座長 いろいろな解釈はあると思いますけれど、今後とも一本調子でこういうふうな分け方はやめていただいて、例えば環境系の意見が多い場合は環境というふうな括りにするとか、そういうご意見だと思います。よろしいでしょうか。そのほかご意見、ご質問、ご確認でございますでしょうか。

○委員 山田頭首工とか幡野弁天とかですね。改修の初期の段階からずっと関係してきたわけですけども、最初の時はあそこの洗掘とか、例の院内銀山の緑化でもってニセアカシアが川の中に繁茂していて、本当に大変だったのをよくここまでやってくださったと私は思

っております。また、雄物川と檜岡川の合流点、洪水があった時に雄物川に入る河川が問題を起こすこともあるんですが、これはやっぱり注意を要すると。合流する所ですから一言入れてほしいなというふうに思います。

○座長 事務局、今のはいかがでしょう。

○事務局 今の〇〇委員のご意見は、檜岡川と雄物川の合流点の所に配慮する意見を入れた方がよいというようなご意見でしょうか。

○委員 いえ、環境系じゃないんですけれども、例えば森吉山ダムの所の阿仁川とそれから子又川の合流の所というのは、かなりよくできているような気がします。ああいう感じで去年の豪雨とかです、雄物川に流れ込む河川が洪水を。そういうふうに思うので、一言だけでも入れてもらえばいいなという気がしています。

○事務局 檜岡川は先ほどのご意見に対しまして対応方針でも書かせていただいておりますが、確かに檜岡川の昨年7月洪水の時の氾濫被害というのは、檜岡川自体の上流側から氾濫したものと、その後雄物川の水位が高くなって雄物川の背水の影響を受けて檜岡川の地点で氾濫したというようなことで確認が取れております。今回、雄物川の本川の堤防に関しては国の方が中流部、下流側の方の無堤部の所を優先して実施してございまして、檜岡川の堤防整備、河道整備については、県の方が雄物川の背水の影響を受けて溢れた高さに見合った堤防の高さで実施するというで聞いておりますので、そこは対応されるということだと認識しているところでございます。

○座長 私もそこは質問しようかと思っていたんですけど、今の考え方ですと国はそういった背水が起こって、最初は檜岡川の方の上流の氾濫かもしれませんが、背水現象でも少しは溢れているということで、国の方も関係はあるわけですね。要は原因で構造物を造るのではなくて、場所ごとでものを造るという。氾濫した所が県管理の所だから県がやると、そういう考え方でよろしいんですね。

○事務局 基本的にはその国が管理している河川の背水で支川の方で溢れたからといって、必ずしも国でその対応するということではございません。

○座長 ですから溢れた所での対応ということですね。はい、分かりました。それでちょうど背水が出ましたので、これは〇〇先生のご指摘なんですけど、14頁の字が間違ってますよと。水色の中の排水ポンプの背水の「背」が違います。

○事務局 ここはですね、事務局の方も認識してございまして、このような文章でご意見をいただいたので、修正せずにそのまま出させていただきます。

○座長 分かりました。そのほかございますでしょうか。

○委員 説明を聞かせていただいて、まずパブリックコメントでのコメントが非常に多いというところに驚きました。今回、4頁の左下ですか、FMラジオの広報がプラスに作用したというお話があったかと思うんですけど、これはしっかりと数字として今後まとめていた

だいて、どれくらい効果があったかというのを、今後もまたこういう機会があると思うので、しっかりと把握していただきたいなと思います。得られた59の意見は非常に貴重で、これをしっかりと踏まえて進めて行くというのは当然のことだと思うんですが、質問された意見にしっかりと回答されてないかなと、少し感じたところがあります。例えばですけど、質問番号11です。堤防が完成すると浸水エリアがなくなり、さらに水位の上昇が考えられますので、より高くする必要があるんじゃないでしょうか。これは疑問と言うか質問ですが、右側の方針に書かれているのが回答になっていないと思うんです。書いてあることは全然間違いじゃないんですけど、しっかりとそこは説明を返してあげないと、今後こういうことが続いていると意見書いてもしっかりと答えてくれないというふうに思われてしまうと、今後、意見を書いてくれない可能性もあるかもしれませんので、全般的に見てしっかり答えているんですけども、このように質問などで書かれているものはしっかりと対応した形にした方がいいかなと思っておりました。ほかにも少しありましたので、もう一度確認をいただけたらと思います。最終的にはホームページなどで公表することになるかと思いますが、しっかりと対応していただきたい。質問を書いた方は、どのような回答になるかというのを気にされているのではないかと思いますので、対応をお願いしたいと思います。以上です。

○座長 どうもありがとうございます。事務局の方はやっぱりプロですから、こういう書き方で、例えば事業前と事業後でどういうふうな水位になって云々ということでは理解していると思うんですけど、一般の方々にはなかなか、これだったら答えていないかなというふうにするかもしれません。書き方を少し検討しないといけないかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

○事務局 事務局の理解といたしましては、堤防が完成すると浸水エリアがなくなり、さらに水位の上昇が考えられますので、より高くする必要があるのではないのでしょうか、というご意見なんですけど、これに対しては対応方針の方に「下流部の方では流量増に対応する河道掘削により水位低減を図りながら」ということで、ここで回答しているという認識がありましたので、このことについては一般の方にはなかなか理解できないんじゃないかというような指摘だと思いますので、再度検討させていただいて、より親切に回答をということだと認識しております。

○委員 今の件に少し関係したことなんですけれども、住民の意見を拝見いたしますと、一部の方で洪水という言葉をよく多用されております。住民の方の思っている洪水の意味合いと、私どもの考える洪水の意味は違っているんじゃないかなという感じがしております。住民の方にすればその説明が十分なものじゃないかなというふうな取り方をされる方もいらっしゃるかもしれませんので、もし可能であればその定義なり、あるいは表現をもう少し平易にするなどして、丁寧に説明されるのも必要じゃないかなと思いますので、ひとつご検討いただければと思います。以上です。

○事務局 ○○委員が今おっしゃられたお話は、われわれはよく洪水による氾濫という言葉を使わせていただいているんですが、一般の方は洪水と言えば氾濫しているというイメージがあるかというふうな認識があります。そういったところの説明をしっかりと、コメントなり注釈なりでフォローしていければいいかなと思います。今後参考にさせていただきたいと思います。

○座長 どうもありがとうございます。特になければ、そろそろ予定の時間になっておりますので、次の議題の方に移りたいと思いますが、よろしいですか。それでは(2)の雄物川直轄河川改修事業 事業評価についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

(2) 雄物川直轄河川改修事業 事業評価について

○事務局 それでは引き続き私の方からご説明したいと思います。資料-3でございます。

1頁目に目次でございます。本日は順次ご説明したいと考えてございますが、前回、第13回の懇談会でも説明した内容と重複する頁もございまして、そういったところについては簡単な説明にとどめたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

2頁目でございます。雄物川直轄河川改修事業再評価の流れでございます。平成22年1月に再評価をまず実施してございます。一方で成瀬ダム建設事業については、平成22年7月に再評価を実施しておりまして、その後、平成24年11月には、いわゆるダム検証に係る再評価ということで実施しております。

河川事業につきましても、平成24年から再評価のサイクルというルールが3年ごととされたことに伴いまして、平成24年12月に河川・ダムともに再評価を実施しているところでございます。その後、平成26年11月に今日も変更をご審議していただいております河川整備計画が策定されておりますので、策定に伴いまして河川・ダムともに再評価を平成26年に実施してございます。そして前回、平成29年でございますが、成瀬ダムの形式変更や水防災意識社会の再構築ビジョンというものを整備計画に反映するというところで、整備計画の第1回の変更を実施しております。それに伴いまして河川・ダムともに平成29年に再評価を実施してございます。

本日の懇談会の中でさらに平成30年での再評価ということでご審議していただくというように並びになってございます。本日ご審議いただいたあとに、東北地方整備局の事業評価監視委員会へ本結果を報告するというようになってございます。

続いて事業の概要ということでございまして、4頁目からご説明したいと思います。主な洪水ですとか、あとは治水計画の経緯、それからこれまで実施して参りました代表的な治水対策というようなことで記載しております。主な洪水のところは昨年7月と8月の洪水、そして今年5月の洪水を追加させていただいているところでございます。

5頁目をご覧ください。現在の整備計画で掲げられております主な事業内容ということ

でございます。堤防整備、河道掘削、あるいは成瀬ダム建設などの概要を記載してございます。資料の中ほど、全体事業費について、前回の評価時と比べまして約15億円ほど減というふうになってございます。これにつきましては中流部において輪中堤の整備を行うということに伴いまして堤防の整備量が減っていること、あとは上流部の山田頭首工の改築をするということで、検討した結果事業費の精度が上がりましたので、その分を反映させたものとなっております。

続いて事業を巡る社会経済情勢等の変化ということでございます。7頁目からご説明いたします。こちらは洪水氾濫による社会的な影響の1例ということでございまして、現在堤防整備を進めている中流部をピックアップしております。例えば左の図は整備計画を策定した時点、平成26年度の川の状態で、そこに整備計画の目標と同じ規模の洪水が発生した場合、青色で塗られた範囲が氾濫により浸水する可能性があるということを示してございます。ただ氾濫が起きるというだけではなくて、その中に右側にございますように学校ですとか福祉施設、あとは災害時には拠点となる公共施設、また重要交通網も多く存在しているということで、これらのリスクを解消するための河川整備ということでございまして、引き続き整備計画に基づいた事業を進めて行く必要があるということでございます。

8頁目でございます。こちらには雄物川における主な洪水ということでございます。先ほどの資料と同じく昨年7月と8月の洪水、そして今年5月の洪水、あと写真も併せて追加させていただいているところでございます。

9頁目でございます。こちらは雄物川流域の社会的な状況についてまとめております。左上、人口については秋田県全体、また主要都市であります秋田市、そして雄物川流域の市町村ともに減少傾向にあるということでございます。また、その下と右側に秋田県全体の米の収穫量、稲作の作付け面積のグラフを載せております。秋田県はともに全国3位となっております、その秋田県全体の約半分が雄物川流域の市町村で占められているというグラフになってございまして、赤い部分が雄物川流域でございます。あと右下のグラフですが、こちらは農家人口の比率を表したグラフになってございまして、秋田県は全国1位となっております。雄物川流域の市町村の農家人口の比率についても、秋田県の値とほぼ同じようなものとなっております、雄物川が農業と関わりの深い河川であることが分かります。

続きまして地域との協力関係ということで11頁目からご説明いたします。こちら前回の懇談会においてもご説明しているところではありますが、平成27年の関東・東北豪雨を踏まえ、水防災意識社会を再構築する取り組みを雄物川流域内でも行っているところでございます。大規模な氾濫が発生した場合に、いかに確実に住民の方々が避難していただけるか、主にソフト対策の取り組みではございますが、流域内の市町村や県、气象台などが集まりまして、雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会を設置し、さまざまな取り組みを行っ

ているところでございます。資料の方にはその主な取り組みということで「動かす」「ねばる」「戻す」という形で記載させていただいております。

続いて12頁目をご覧ください。こちらはこれまでの減災対策協議会の動きという形でまとめてさせていただいております。これまで6回ほど協議会を開催させていただきまして、そのほか随時幹事会という形も取らせていただいているところでございます。

続いて13頁目をご覧ください。こちらにはその協議会での具体的な取り組み内容ということで記載させていただいております。こちらについては水防災意識社会再構築ということで防災教育、子どものうちからどういった場合に避難しなければいけないとか、そういった防災教育を推進して行くこととか、あと常日頃から流域の皆様の避難の意識を持っていただくということで、防災広報チラシを配布するといった取り組みなどを実施しているところでございます。

続いて14頁目でございます。こちらは昨年、平成29年でございますが、雄物川の改修事業が始まってからちょうど100年、また昭和22年7月洪水から70年、昭和62年8月洪水から30年という節目の年でございます。それにあわせましてシンポジウムやパネル展を開催いたしまして、地域の方々に雄物川について触れ合ってもらえるような取り組みを行っているところでございます。

続いて事業の進捗状況ということで16頁目からご説明いたします。現在、平成26年に策定、平成29年に変更いたしました整備計画に基づきまして、段階的な河川整備を進めているところでございます。下の図の大まかなスケジュールをご覧くださいと、計画の約30年間の予定の中で、雄物川の河道掘削、それから築堤を主体とした整備を実施しているところであります。ピンク色の部分は平成36年までの、われわれ前期整備と呼んでおりますけれども、現在進めている中流部の築堤、それから河道掘削というものを平成29年7月洪水に対応した緊急治水対策として現在事業中でございます。また、下から2段目の部分、山田頭首工についても改築ということで記載させていただいております。実際に事業着手する時期については、まだ決定ではございませんのでご了承いただければと思います。

続いて17頁目をご覧ください。左上、堤防の量的整備でございますが、整備計画策定時であります平成26年から平成29年度末までに未施工区間、いわゆる無堤部を約7.5kmを解消しているところでございます。その下の河道掘削については3.4kmの進捗、右上の堤防の質的整備、既存の堤防の強化については現在量的整備を優先しておりますので、着手はしてございません。右下の部分、流下能力達成率のところにつきましては、現在整備を実施しております中流部①において整備計画策定時、平成26年から3%ほど上がっているところでございます。

続いて18頁目でございます。こちらは現在整備を進めております中流部と下流部の状況でございます。特に青い点線で囲んでいる部分、大仙市の強首地区、あとは寺館大巻地区、

中村芦沢地区。これらの地区の一部では堤防が昭和62年8月洪水対応のHWL-2mの高さにもう既になっている部分がございます。ただ、今後平成29年7月洪水対応ということで、これらをHWL-1mまで嵩上げを実施していくことになります。

続いて事業の投資効果でございます。20頁目からご覧ください。資料左側に河川整備計画で目標としている規模の洪水が発生した場合、想定される浸水の範囲と整備計画に記載しています事業を実施した後の比較ということで載せております。右側には整備計画の事業を実施した場合の被害軽減の効果を浸水世帯数、面積、浸水範囲内の人口について試算した結果でございます。右側には最大孤立者数としまして、それぞれ避難率0%、40%、80%の場合ということで載せております。いずれにせよ整備計画の事業実施後は孤立される方がいなくなるというような結果での試算となっております。

続きまして21頁目でございます。こちらについては整備計画全体ではなくて、現在実施しております前期整備が完了した場合の効果について試算したものでございます。図は中流部①の部分でございますが、整備計画の目標洪水が発生しますと前期整備の段階ではまだ氾濫が残るわけでございます。ただ、その前期の間に実施した一定の堤防ができますので、それができれば、例えばグラフに示すように世帯数、あるいは浸水面積の災害リスクが縮小されるというような効果があるものと試算しているところでございます。こちらは図の方で右側の前期整備完了時点H36年度といった図がございます。多くの部分で浸水深及び範囲は減少するのでございますが、一部左側の方の淀川の部分、こちらについては若干浸水範囲が広がるというような絵になっておりまして、これについては淀川の河道整備を県で実施するというで聞いております。ただ、この県の実施するものが反映されていないシミュレーションということになっておりますので、その辺をご了承いただければというふうに思います。

続いて費用対効果分析についてでございます。23頁目をご覧ください。費用便益比算定に当たっての条件を前回再評価との比較ということで大まかに整理してございます。上の囲みでございますけれども、1つ目の便益算定の元データとなります家屋評価額というのが前回評価と比較して5%ほど増加しているということでございます。また、平成29年洪水に対応した緊急治水対策を行うということで、総費用及び総便益について増加しているということでございます。それから下の囲みでございますが、新たに得られた測量データを用いてシミュレーションしているということ、それから資産データ、さまざまな統計データについても最新に変えて評価しているということでございます。

24頁をご覧ください。河川改修事業の費用便益比の算定結果でございます。表の中央部分、前回評価の全体事業費用便益比が3.9という結果でございました。その右側、今回評価の全体事業というところで、結果といたしましては費用便益比が4.0ということで、わずかながら増えております。残事業につきましては同じく費用便益比3.6、それから前期

整備だけを評価しますと 6.4 というようなことで、それぞれ投資の妥当性は確保しているということは確認してございます。

続いて25頁目でございます。全体事業の費用便益比がわずかながら 0.1 増えておりますが、その要因について整理しております。まず費用の部分でございますが、先ほど説明した輪中堤による整備とか、あとは山田頭首工改築の事業費の精度が上がったということによって費用については減ということになっております。便益については家屋評価額などの増加、または緊急治水対策を早期に実施するというので、その便益が早期に発現しているというようなことに伴いまして増になっていると思われまます。また右下の表でございます。こちらについては事業を前倒して実施しますと費用と便益、ともに現在価値化した金額は上昇いたします。その変動率を比較したものが右下の表になってございます。この表を見ますと便益の増加が費用の増加を若干上回っておりますので、それも費用便益比が上がったひとつの要因だというふうに考えているところでございます。

続いてコスト縮減、それから代替案立案等の可能性でございます。27頁をご覧ください。コスト縮減の方策につきましては、雄物川の整備計画の主体となる築堤と河道掘削でございますけれども、現在も掘削した土を活用しまして、築堤ということで残土の活用を実施しているところでございます。出来るだけ無駄のない事業の施行に今後も努めて参るところでございます。それから堤防除草で出る刈草ということで、地域の方々、欲しい人に引き取っていただくというようなこと。また、樹木の伐採についても一般の方々に伐採を公募するというので、これも若干でございますが伐採費用や処分費用の圧縮効果にもなりますので、こういった取り組みを今後も続けて参るところでございます。下の代替案等の立案の可能性ということではありますが、平成24年にダム事業の検証に係る検討に関する再評価、いわゆるダム検証において比較検討された結果、今回提示させていただいております築堤と河道掘削、あと成瀬ダムを合わせた整備手法が最も妥当であると判断しているところでございます。しかしながら、将来における社会経済、自然環境などの変化や、新たな知見・技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直す可能性もあるということとしてございます。

最後、28頁目でございます。河川改修事業につきまして、これまでご説明した以上のような費用対効果の検討の結果ということでございます。①のところでございます。事業の必要性に関する視点ということでございますが、社会的な情勢は大きく変化しておらず、費用便益比によって事業費の投資の妥当性が確認できております。また、そうした事業進捗の見込みという点では平成29年7月洪水に対応した前期整備を現在実施しているところでありまして、進めていくにあたっては学識者の意見を伺いながら、環境に配慮した上で実施しているところでございまして、今後も継続する予定でございます。その下、コスト縮減、あるいは代替案立案等の可能性ということでも現在行っている取り組みを継続いた

しまして、代替案も現在の整備計画の整備内容が最適であるということに変わりはありません。

以上、雄物川直轄河川改修事業につきましては、一番上の囲みでございます。「雄物川流域における治水対策の必要性、重要性に変化はなく、概ね30年間の事業投資結果も確認できることなどから、事業を継続する。」というような対応方針を案として提示させていただいております。事務局からの説明は以上でございます。

〔質 疑〕

- 座 長 ご説明どうもありがとうございます。いま事務局から説明がありましたように28頁の赤囲いのところが最終的にこれでどうでしょうかということでございます。その他の①、②、③ですけれども、このあたりの内容はこれでいいですかということですが、一番重要なところは赤いところでございます。以上のご説明に対してご確認、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
- 委 員 21頁のところ、説明もされていたんですけども、整備計画の策定時点から数値計算の方を行っていますけれども、淀川の方で浸水域が増えたというような結果で、すごく数値計算としては当然の結果かなというふうに捉えてはいるんですけども、意見聴取結果の所の意見35番でも川は違いますけれども、県と連携しての区間の発現とか、例えば意見11番でも堤防が完成すると浸水エリアが少なくなり、さらに水位の上昇がということで、住民の意見として、やっぱり自分の近くというのはすごく関心事だと思うので、出来るのであれば県の整備も入れて、おそらく県の堤防の整備状況を入れれば浸水範囲が減ると思うんですけども、そういった意味で間違った印象を与えかねないと思うので、出来ればそういったような修正をしたものを出されるといいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。
- 事務局 先ほど21頁目のところで、前期整備の効果というところでご説明差し上げた部分なんですけど、こちら淀川の整備については県の方で実施するというのを聞いておりました、今回のシミュレーションの結果については、その部分が反映されていないシミュレーションをご提示しているというご説明をさせていただいたところでございます。おっしゃる通り、こちらについても県の方の整備内容について確認は取っているところでございますが、まだ検討中というようなお話もございまして、県の方の整備の内容が決まりましたら、こちらの方に反映させて公表させていただくというようなことで対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。
- 委 員 分かりました。出来るだけそういったような住民が不安にならないような出し方をされるとありがたいかなというふうに思っています。以上です。
- 湯沢河川国道事務所長 県の事業が反映できるかどうか、時間的にどうかということもあ

るので、直せるかどうかというのはともかくとして、ご意見はごもっともだと思っております。ここでは県の事業は除いた国の事業だけの効果はどうかという資料ですので、コメントを付けて補足して、その辺をしっかりと書いておくだとか、そこは間違いなくさせていただきたいと思います。

○委員 私もその通りだと思ったんですけども、前の方で意見とか出された方が結構気にされているのかなという形も見受けられましたので、どうもありがとうございます。

○座長 もし、この資料が残るようでしたら、そういうふうに一言入れていただければと思います。そのほかございますでしょうか。

○委員 今の〇〇委員の質問と関連することではあるんですけど、この雄物川の河川改修事業を行っていく中で、この2年間に3回の洪水がありました。それが起きてどのような被害が出たのかというのは示されているんですけども、工事の途中ではありますが、被害が少しは抑えられていたという状況もあるのではないかと思います。そういう資料がここに入っていると完成版という意味での説明は20頁、21頁にあります。これは将来も30年間かけて整備した時の成果です。ですが今でも便益は出たんですよという資料があると、これからもしっかりやってくださいという意味での、見ての方からの評価というものよくなるのではないかと思います。そのような資料って付け加えることができるか、そもそもそういう情報収集をしているか、整理をしているかというところも関係するんですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。途中段階での評価ということで、なかなか難しいのかもしれないんですけども。

○座長 私の感じるところによりますと、間接的な表現ですけど流下能力3%上がってるじゃないですか。ということはそこで絶対出ているはずなんですよ。

○事務局 整備計画を策定してから、流下能力達成率が中流部①のところでは3%上がっているというような説明を差し上げておりますので、実際その3%分の効果が出ているのではないかと、確か計算自体は実施してございます。ただ、資料として取りまとめというのがまだしていないというような状況でございまして、その資料の方の表現の仕方等についてはまたご相談させていただければなというふうに考えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。このような洪水が発生した時に、今のお話だと、例えば去年は2回もありましたが、その時の結果をまとめられていないのはあまりよろしくないようにも思うんですね、1年以上経っていますので。先ほど座長の方から言われた3%の流下能力が高まったということは、その分周りへの被害が少なくなったんだという説明だったかと思うんですが、それを示していくと言いましょか、そこは非常に重要だと思いますので今回間に合わないにしても、将来もし何か大きな洪水があった時には、今あるものがどれだけ救えたかとか、機能を発揮していたかという観点でスライド1枚か2枚か整理するぐらいのことをしていただけると、一般の人が見た時に表示されていると非常

に分かるのではないかと思いますので、今後ということになるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

○事務局 事業の効果につきましては、今回3%の中に入っております。大仙市の西板戸地区というような所の堤防の整備を実施していて、こういった箇所ごとの事業の効果という面では取りまとめているところでございますので、それについてはご説明できるかなというふうに思っております。先ほどまとめていないと言ったのは、雄物川全体としてというところで取りまとめていないというようなご説明を差し上げたところでございます。

○委員 分かりました。

○座長 よろしいですか。3%という数値が出たということは、その分、流下能力が数値計算で評価しているのか、あるいはHQ曲線で評価しているのかよく分かりませんが、数値計算でやっているのであれば答えは持っているはずなんですね。ただ、この資料の中に短期間で載せられるかどうかは別問題として、この3%上がった分の時の計算結果の比較はできるはずなんですね。それは時間が掛かるかもしれませんが、考慮していただければと思います。

○委員 よろしくお願ひします。

○座長 よろしいですか。〇〇委員、何かありませんか。よろしいですか。そうしますと、〇〇委員いかがでしょう。

○委員 原案に対しては特にございません。

○座長 よろしいですか。

○座長 〇〇委員いかがでしょう。

○委員 昨年2回にわたる大雨、それから今年の5月の雨はいずれももちろん雄物川の本川もそうなんだろうけれども、やっぱり大事なところは支川の県管理の河川は、大仙市で言いますと淀川、土買川、檜岡川、福部内川などありますけれども、やはり一体的に管理して行かないと、雄物川本川だけを管理してもなかなか難しいというふうに思っております。ただ、県管理河川の管理については県の方で市としても対応していますので、今回のこの整備にあたって県の方と連携してやっていただいていると認識しているところでございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもちろんハード対策とソフト対策というのは、並行して進めて行かなくちゃいけないのではないかとということで、住民の皆さんの不安解消のためにも、それから今回やっていただいております小学生を対象にした防災教育というのを、大仙防災教育というのを、いま中学生を対象にやっていますので、引き続きこういったソフト対策については一番必要な対策じゃないのかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

○座長 では〇〇委員、いかがでしょうか。

○委員 河川事業の再評価については異を唱えるところはありません。遡りますけれども、河川整備計画の意見聴取結果についてお話をさせていただきますと、14頁に内水被害対応についての話がありました。関係機関、県、市が連携して内水対策を進めるという対応方針、そして整備計画における災害防止を進めますと。これは内水対策を進めて行く上で大変重要な視点であるとわれわれも思っております。特に市町村の場合、雄物川の内水被害というのは、10カ月で3回の大洪水に見舞われた本市としては、ここは国・県とも連携して対応していただきたいと思っております。特に本市が管理して一部雄物川に流出しております古川の治水対策については、国・県と連携して協議会を設置して、三者により総合的に検討を進めているところでありますが、この整備計画に書かれている課題認識のもと、今後とも引き続き国が所有する排水ポンプ車による対応であるとか、あるいは内水対策への支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。○○先生、何かございますか。

○委員 9頁のグラフに北海道がいつの間に秋田県より米の収穫量が多くなったんでしょうか。いつ頃から秋田県を抜いて2位になったんでしょうか。

○事務局 北海道が秋田県をいつ頃抜いたかはちょっと手元にデータがないので、この場でお答えは出来ませんが、前回の時のデータで27年の時点でもう北海道は第2位になっていたかと思しますので、それ以前からと思いますが、データがないので申し訳ございません。

○委員 確か品種改良とダム湖の建設によって作付面積が相当多くなったと聞いております。それが何年の頃かなという疑問がありましたので伺ってみました。以上です。

○座長 どうもありがとうございます。

○委員 最後の方の28頁に関係してくるんですけども、ここでどうしても理解できないのが視点の②、河道掘削については環境に配慮した上で実施している、という、日本語として「実施している」というのは、今のままでいいよということなのか、これまた引っ掛かってくるわけです。例えば18頁、河道掘削後ですね。河道掘削に対する意見はモニタリングをしながらとか、そういう形でやってるわけですけども、こちらの考え方というのを書いておりますけれども、今このままでいいよという考えなのか、環境に配慮した上でという、本来であればモニタリング調査を背景として、そういった各種調査を行って、そうしないと環境に配慮することはできないわけですね。「実施している」というのは、現在もこのままでいいんですよということなんでしょうか。それを踏まえてどうでしょう。

○座長 いかがでしょう。

○事務局 28頁目のところですね、事業の進捗の見込みというところでございます。河道掘削については学識者の意見を伺いながら環境に配慮した上で実施しているということで、いま現在、われわれが河道掘削する場合には、環境の専門の学識者の方々にその実施の内容についてご説明をし、どういった方法が最適なのかというご意見を伺いながら河道掘削

を環境に配慮した上で実施しているということで、あくまでいま実際行わせていただいている内容を書かせていただいているところですが、この実施しているという言葉がなんか違う表現じゃないのかというようなご指摘でしょうか。

○委員 そうですね。「実施している」というのは、問題なしに実施しているんだよという言い方ですね。まるで批判もなしに、このままやっ行くよという言い方に僕は聞こえたんですけども、そうじゃないでしょうか。5頁に河道掘削のイメージが出ておりますけれども、これは昔から使っている絵なんですけれども、最近はやはり、この部分をずっと拡がらないと駄目だ、陸域と水域の部分をもっと出さないと。学識者に意見を伺いながらということで、非常に事業主体としてはずるい言い方ですね。

○座長 ちょっと私の意見、よろしいでしょうかね。私も○○委員がそういう意見を出さなかったら言おうかなと思っていたんですけども、何を言おうと思っていたかと言いますと、例えば事業の進捗状況のどこかの項目において、環境問題、例えば魚でもかまいませんし、猛禽類でもかまいませんけれども、例えば進捗が遅れたとか、そういう例があるなら書くし、もしなければ今のところ現状ではないし、今後どうなるか分からないとか、本当に0.5頁、あるいは4分の1頁でもいいんですけども、そういったところがあればいいのかなと思ったんですね。それが無いようですので、場合によっては○○先生の方に、そのあたりどうですかと振ろうかなと思っていたんですね。

○委員 確かに非常に大きな治水対策の問題があるので、この赤い色で書いた文章が、必要性、重要性、変化はない。事業の投資結果は確かに確認できました。事業を継続する。しかし一方では重要性には十分理解しながら、どこかで今のままでずっと続けるよという考えが頭の中にあるから、②の視点という中に「実施している」という、このままでというふうに見られてきてしまうんですね。われわれ自身もそういう常に反映しながらというか、調査結果に基づいて次のステップに行くわけで、このまま書くとそのままやるよというふうな、かなりきつい言葉になるんじゃないですかという意味で言っているんです。

○座長 そういう意味で、例えばさっきの進捗状況みたいなのところに、環境的なものが影響を与えているとか、与えていないとか、そういう少しでも検討項目みたいなものがあれば配慮されているんだなということで、28頁のところに具体的に書く必要はないかと思いましたが、進捗状況とかにあってもいいのかなと思いました。

○委員 あるんですよ実は、やっているんですよ。というのは水辺の国勢調査で定点で出されている結果を実は使っているんです。というのを今みたいなものに使っていただければいいわけです。今日もし書くとしたら国交省がずっと昔からやっているデータとしては環境系のデータはあるわけです。そういうデータを利用してやっていますということでいいと思います。

○委員 あくまでも僕たちの不確実だという考えがなければ次のステップに行かないわけ

ですね。不確実性があるんだということが十分に理解するのであれば、せめて説明の中の②の視点という中の「実施している」を、「実施する」だけでもまたちょっと違う。言っている意味が理解できないでしょうか。

○事務局 今のご意見に対してですが、事務局側としましては、河道掘削なり事業を実施する際には学識者の意見を伺いながら実施するということが前提だという認識をしておりますので、言葉的に「実施している」というところが、事業の進捗の見込みというような部分がございますので、例えば環境に配慮した上で「実施していく」とか、そういったところの言葉づかいをさせていただければどうでしょうか。

○座長 よろしいんじゃないですか、「実施していく」です。結構違ってくると思います。

○委員 今の状況でいいんだよ、このままどんどん行くんだよというのが「実施している」であり、この赤枠に書いた言葉が、あまりにもこのままでいいよというがあるので、視点としてはそうじゃないよと。不確実性もあるんだよと。その調査を背景にしていま〇〇さんが言ったようなこともやっているけれども、それがパーフェクトではないわけですね。ですから途中でモニタリングをしながら言葉としては書いているわけです。この通りやったんでしょでは困るので、そうじゃないんだよと。視点にはこういうふうを考えているんだよというのが、むしろそれを強く書かないかぎり、すべてがうまく行ってますよというふうな見方に見えるので、いくつかの中に書いてほしいという意味です。

○座長 〇〇委員 いかがですか。

○湯沢河川国道事務所長 繰り返しですけれども、「実施している」というのを「実施していく」という書き方に直すという形だと思います。環境に限らず整備から何から、すべてがすべからくその場その場でその他の技術が進展してきたり、あとから環境基準が変わっていったりしますし、掘削する場所によっても状況が全然違いますから、ひとつひとつ確認しながら、また詳しい方にご意見を伺いながら、予算その他もありますけれども、検討しながら進めていくという、そういう精神のことをおっしゃっていると思います。それを踏まえて、②については変えさせていただきたいと思います。

○座長 どうもありがとうございます。そうしますと確認ですけれども、28頁の②を「実施していく」とか、そのぐらいの文章に修正していただくということで。それで私の提案と言いますか、そのあたりを修正していただければ、基本的にこの赤い枠の中でこの文章の修正は必要ないかなというふうに思っておりますけれど、各委員、いかがでしょうか。そこだけ修正していただくということによろしいですかね。

そうしますとこの委員会におきましては、事務局原案を了承したということにさせていただきます。それで事務局、これどうでしょう、1文字、2文字の修正ですけど、10分ぐらい休憩取って書き直したものを示しますか。

○事務局 すみません、5分ほど時間をいただければと思います。

○座 長 分かりました。5分間休憩いたします。

(休 憩)

○座 長 皆様、資料をお持ちでしょうか。事務局お願いいたします。

○事務局 ただいま各委員の方々にペーパーを2枚お配りしております。まず1枚目が先ほどご意見いただきました対応方針、こちらの28頁の②、事業進捗の見込みの視点というところ、こちらについては、「また、河道掘削については学識者の意見を伺いながら、環境に配慮した上で実施していく。」ということで修正させていただきます。また、併せて先ほど見ていただいた資料の28頁の一番上の部分の所、概ね30年間の事業の「投資結果も」というところ、漢字が間違っておりましたので、ここも併せて修正させていただきます。「投資効果も」ということで直させていただきます。

それと併せましてもう1枚A4縦の資料をお配りしております。こちらの方には本懇談会の審議結果を受けまして雄物川直轄河川改修事業の再評価について「事業継続は妥当と判断する」ということで、こちらも東北地方整備局事業評価監視委員会への報告案ということでご提示させていただきました。

○座 長 どうもご説明ありがとうございます。先ほど、休憩に入る前の結論と言いますか、それがすべて満たされているかと思えます。ということで本委員会では事務局判断を妥当とするということよろしいでしょうか。それではそういうことにさせていただきます。時間も結構押しているんですけども、これだけは言っておきたいとか何か言うことがありましたら、いかがでしょうか。特にございませんですね。それでは進行を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

○司 会 座長、ありがとうございました。それでは本日もご審議いただきました内容につきましては、議事録として後日公表させていただきますので、議事録内容の確認のため、後日各委員の皆様方にご連絡を取らせていただくことがあるかと思えますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして第14回雄物川水系河川整備学識者懇談会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

以 上